

## 国家外貨管理局

# 外国投資者による域内直接投資外貨管理規定を公布

トランザクションバンキング部  
中国調査室

2013年5月12日、国家外貨管理局(以下、「外管局」)はホームページ上で、『外国投資者域内直接投資外貨管理規定』および一連の文書の公布に関する通知(匯発[2013]21号。以下、「通知」と略<sup>1)</sup>)を公布しました。「通知」は2013年5月13日からの施行となります。また、同時に、従来の域内直接投資に関する外貨管理法規24件が廃止されました。

外管局は、外国投資者による域内直接投資の利便性を促進するため、2012年11月に直接投資に係る規制緩和の措置として「59号通知」<sup>2)</sup>を公布し、外管局における手続の簡素化や域外向け貸付条件の緩和等を実施しましたが、今回の「通知」は、「59号通知」を踏まえ、外商直接投資に係る外貨登記、口座の開設と使用、資金収支、人民元転・外貨転等に関する手続きを整理しており、「59号通知」および最近公布された匯発[2013]17号<sup>3)</sup>と合わせて、外国投資者による域内直接投資に係わる新しい外貨管理の枠組みがほぼ整備された形となります。

「通知」の主な内容は以下の通りとなりますが、具体的な運用等詳細につきましては、今後各地の外貨管理局に確認していく必要があります点、ご注意ください。

### ◆域内直接投資の定義

「通知」では、外国投資者による域内直接投資の定義について、「外国投資者(域外機構および個人を含む)が新設、買収等の方式で、域内において外商直接投資企業、或いはプロジェクトを設立し、且つ所有権、支配権、経営管理権等の権益を取得する行為」と規定しています。

### ◆域内直接投資に係る登記管理

「通知」では、外管局は、域内直接投資に対し登記管理を実施するとしており、域内直接投資活動に係る機構や個人に対する外管局への登記とともに、銀行に対しても、外管局の登記情報に基づき、域内直接投資関連業務を取扱うことを要求しています。

<sup>1</sup> 「通知」の添付ファイルとして①「外国投資者域内直接投資外貨管理規定」(以下、「規定」)、②「域内直接投資外貨管理廃止法規目録」、③「域内直接投資外貨管理ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)が同時に公布されました。

<sup>2</sup> 「直接投資外貨管理政策を更に改善・調整することに関する通知」(2012年11月21日公布、2012年12月17日施行)。詳細は当行実務制度ニュースレターNo.58(2012.11.23)をご参照ください。

リンク先:<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/312112801.pdf>

<sup>3</sup> 「資本項目情報システム推進に関する通知」。同通知に基づき、今後の資本項目関連取引を監督管理しモニタリングする新しいシステムであり「資本項目情報管理システム」が2013年5月13日より稼働しました。

## ◆域内直接投資に係る主な登記事項

域内直接投資に関して、「通知」が外管局での登記を要求している事項は以下の通りです。

【図表1】域内直接投資に係る主要登記事項	
項目	具体的な内容
外商投資企業設立前	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外商投資企業設立準備のための、外国投資者による前期費用等関連資金の振込み</li> </ul>
外商投資企業設立後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法律に基づく外商投資企業設立後の登記</li> <li>➤ 外国投資者による貨幣資金出資</li> <li>➤ 外国投資者による持分出資</li> <li>➤ 外国投資者による実物資産出資</li> <li>➤ 外国投資者による無形資産(域内での合法所得を含む)出資</li> <li>➤ 域内再投資</li> </ul>
資本変動登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外商投資企業の増資</li> <li>➤ 外商投資企業の減資</li> <li>➤ 外商投資企業の持分譲渡</li> <li>➤ 先行回収投資</li> <li>➤ 利益分配</li> </ul>
外商投資企業抹消登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外商投資企業の抹消</li> <li>➤ 外商投資企業の非外商投資企業への転換</li> </ul>

## ◆監督管理

「通知」では、域内直接投資関連業務を取扱う銀行に対して、以下の対応を要求しています。

【図表2】取扱銀行への要求事項	
項目	具体的な内容
外管局での登記の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 口座開設、資金入金、人民元転・外貨転、域内振替、対外支払等の業務を行う前に、外管局で対応する登記がされていることの確認</li> </ul>
資料の審査とシステム経由での関連業務の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 域内直接投資に係る主体が提出した資料に対する、真実性、一致性の審査</li> <li>➤ 外管局指定の業務システムを通じた関連業務の実施</li> </ul>
外管局への情報報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 口座の開設、変更、資金収支、人民元転・外貨転等情報等についての、外管局への遅滞のない完全・正確な報告</li> </ul>

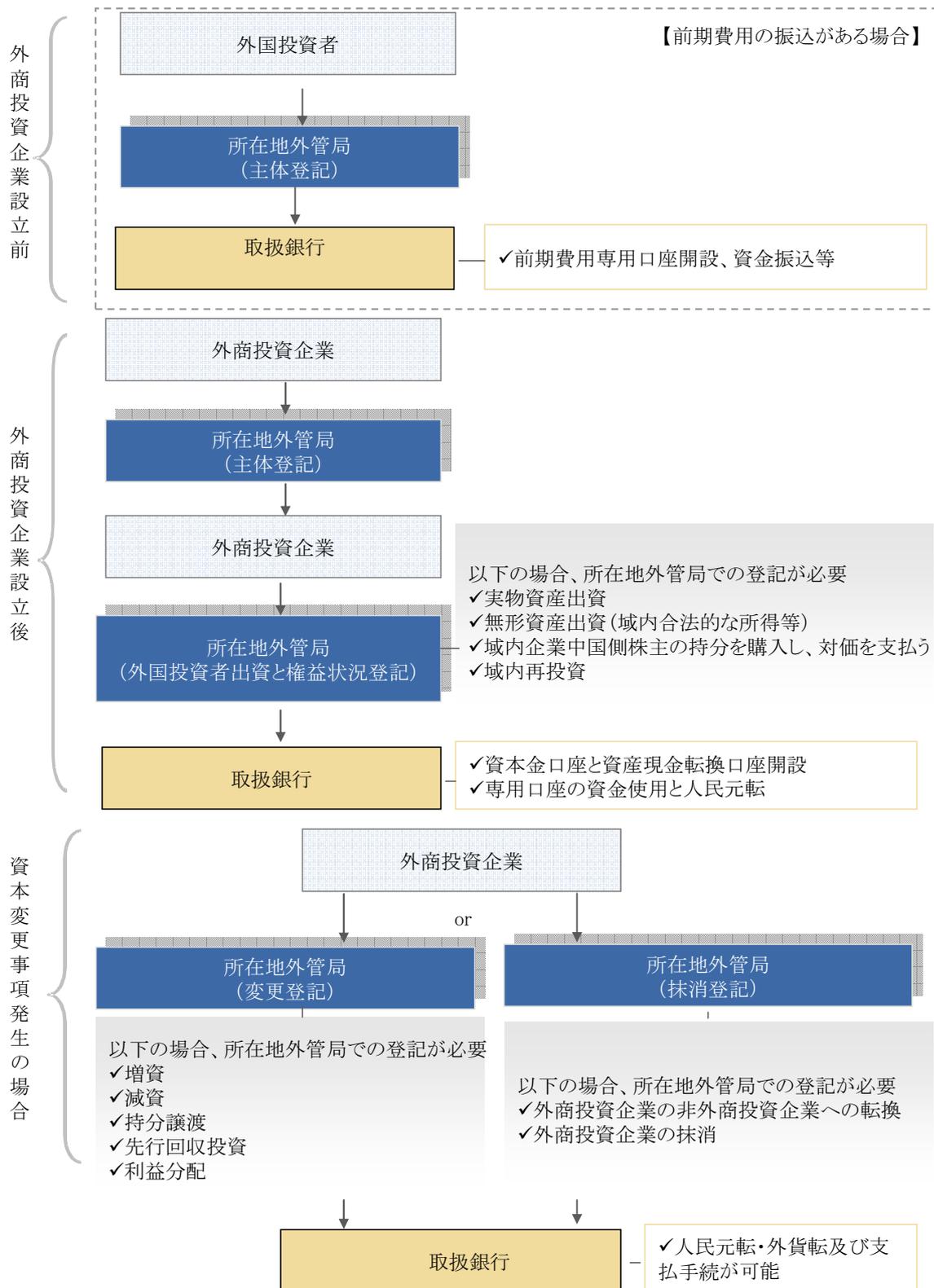
また、域内直接投資に係る機構と個人に対しては、外管局にて以下の監督管理が行われます。

【図表3】機構と個人に対する監督管理	
項目	具体的な内容
統計・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 登記や銀行からの報告、年検、サンプリング調査等の方式を通じた、域内直接投資に係るクロスボーダー収支、人民元転・外貨転、外国投資者権益変動等の状況に対する統計・モニタリングの実施</li> </ul>
照合・検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ オフサイト検査</li> <li>➤ オンサイト検査(関連書面材料の提出要求、法定代表者、責任者、或いはその授権者との面談、関連資料の閲覧、コピー等)</li> </ul>

また、「通知」では、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資者による域内直接投資については、本規定を参照して管理を行うと明記しています。

以上

【図表4 想定される外国投資者域内直接投資に係る主な登記管理(イメージ図)】



「通知」に基づき三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室作成

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局</b> <b>关于印发《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》</b> <b>及配套文件的通知</b> <b>汇发[2013]21号</b></p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>为促进和便利外国投资者境内直接投资，规范外国投资者境内直接投资外汇管理，国家外汇管理局制定了《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》（见附件1）及配套文件。现印发给你们，请遵照执行。</p> <p>本通知实施后，之前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准，附件2所列法规即行废止。</p> <p>国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各中资银行接到通知后，应及时转发所辖各分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>附件： 1. 外国投资者境内直接投资外汇管理规定 2. 废止境内直接投资外汇管理法规目录 3. 境内直接投资业务操作指引</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2013年5月10日</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局</b> <b>「外国投資者域内直接投資外貨管理規定」及び一連</b> <b>の文書の公布に関する通知</b> <b>匯発[2013]21号</b></p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部，深圳、大連、青島、寧波市分局，各中資外貨指定銀行：</p> <p>外国投資者域内直接投資の促進と利便性、外国投資者域内直接投資外貨管理の規範化のため、国家外貨管理局は「外国投資者域内直接投資外貨管理規定」(付属資料1)とその一連の文書を制定した。ここに印刷發布するので、遵守のうえ執行されたい：</p> <p>本通知の実施後、従来の規定が本通知と一致しない場合には、本通知を基準とする。付属資料2に列挙した法規は同時に廃止する。</p> <p>国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知受領後、遅滞なく管轄内中心支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行に転送し、各中資銀行は、本通知の受領後、遅滞なく所轄する分支機構に転送しなければならない。施行中に問題が生じた場合には、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックのこと。</p> <p>付属資料： 1. 外国投資者域内直接投資外貨管理規定 2. 域内直接投資外貨管理廃止法規目録 3. 域内直接投資外貨管理ガイドライン</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2013年5月10日</p>

<p>附件 1</p> <p>外国投資者境内直接投資外匯管理規定</p> <p>第一章 總 則</p> <p>第一條 為促進和便利外國投資者境内直接投資，規範外國投資者境内直接投資外匯管理，根據《中華人民共和國外匯管理條例》等相關法律法規，制定本規定。</p> <p>第二條 本規定所稱外國投資者境内直接投資（以下簡稱境内直接投資），是指外國投資者（包括境外機構和個人）通過新設、併購等方式在境内設立外商投資企業或項目（以下簡稱外商投資企業），並取得所有權、控制權、經營管理權等權益的行為。</p> <p>第三條 境内直接投資實行登記管理。境内直接投資活動所涉機構與個人應在国家外匯管理局及其分支機構（以下簡稱外匯局）辦理登記。銀行應依據外匯局登記信息辦理境内直接投資相關業務。</p> <p>第四條 外匯局對境内直接投資登記、賬戶開立與變動、資金收付及結售匯等實施監督管理。</p> <p>第二章 登記、賬戶及結售匯管理</p> <p>第五條 外國投資者為籌建外商投資企業需匯入前期費用等相關資金的，應在外匯局辦理登記。</p>	<p>付屬資料 1</p> <p>外國投資者域内直接投資外貨管理規定</p> <p>第一章 總則</p> <p>第一條 外國投資者域内直接投資的促進和利便性、外國投資者域内直接投資外貨管理的規範化的ため、「中華人民共和國外貨管理條例」等関連法律法規に基づき、本規定を制定する。</p> <p>第二條 本規定が言うところの外國投資者域内直接投資（以下、域内直接投資と略）は、外國投資者（域外機構および個人を含む）が新設、買収等の方式で、域内において外商直接投資企業或いはプロジェクト（以下、外商直接投資企業と略）を設立し、且つ所有權、支配權、經營管理權等の權益を取得する行為を指す。</p> <p>第三條 域内直接投資に対し登記管理を実施する。域内直接投資活動に係る機構と個人は、国家外貨管理局およびその分支機構（以下、外管局と略）に登記をしなければならない。銀行は外管局的登記情報に基づき、域内直接投資関連業務を取扱わなければならない。</p> <p>第四條 外管局は、域内直接投資登記、口座開設と變動、資金収支と人民幣転・外貨転管理等に対し、監督管理を行う。</p> <p>第二章 登記、口座と人民幣転・外貨転管理</p> <p>第五條 外國投資者は、外商投資企業設立準備のため、前期費用等関連資金を振り込む場合には、外管局に登記しなければならない。</p>
---	--

第六条 外商投资企业依法设立后，应在外汇局办理登记。外国投资者以货币资金、股权、实物资产、无形资产等（含境内合法所得）向外商投资企业出资，或者收购境内企业中方股权支付对价，外商投资企业应就外国投资者出资及权益情况在外汇局办理登记。

外商投资企业后续发生增资、减资、股权转让等资本变动事项的，应在外汇局办理登记变更。外商投资企业注销或转为非外商投资企业的，应在外汇局办理登记注销。

第七条 境内外机构及个人需办理境内直接投资所涉的股权转让、境内再投资等其他相关业务的，应在外汇局办理登记。

第八条 境内直接投资所涉主体办理登记后，可根据实际需要到银行开立前期费用账户、资本金账户及资产变现账户等境内直接投资账户。

境内直接投资账户内资金使用完毕后，银行可为开户主体办理关户。

第九条 外商投资企业资本金结汇及使用应符合外汇管理相关规定。外商投资企业外汇资本金及其结汇所得人民币资金，应在企业经营范围内使用，并符合真实自用原则。

前期费用账户等其他境内直接投资账户资金结汇参照资本金结汇有关规定办理。

第六条 外商投資企業は、法律に基づいて設立後、外管局で登記しなければならない。外国投資者は、貨幣資金、持分、実物資産、無形資産（域内での合法所得を含む）等により外商投資企業に出資し、或いは域内企業中国側株主の持分を買収し対価を支払う場合、外商投資企業は、外国投資者の出資及び權益状況について、外管局で登記しなければならない。

外商投資企業は、増資、減資、持分譲渡等の資本変動事項が後日発生した場合、外管局で変更登記しなければならない。外商投資企業を抹消、或いは非外商投資企業に転換する場合には、外管局で抹消登記しなければならない。

第七条 域内外機構および個人が、域内直接投資に係る持分譲渡、域内再投資等その他の関連業務を行う場合、外管局で登記しなければならない。

第八条 域内直接投資に係わる主体は、登記後、実際の需要に基づき、銀行で前期費用口座、資本金口座、および資産現金変換口座等の域内直接投資口座を開設することができる。

域内直接投資口座内の資金を使用完了後、銀行は口座開設主体のために、口座閉鎖を取扱うことができる。

第九条 外商投資企業の資本金の人民元転および使用は、外貨管理関連規定に合致しなければならない。外商投資企業の資本金、およびその人民元転で取得した人民元資金は、企業の経営範囲内で使用し、且つ実際の自社使用原則に合致しなければならない。

前期費用口座等その他の域内直接投資口座資金の人民元転は、資本金人民元転の関連規定を参照して取扱わなければならない。

第十条 因减资、清算、先行回收投资、利润分配等需向境外汇出资金的，外商投资企业在办理相应登记后，可在银行办理购汇及对外支付。

因受让外国投资者所持外商投资企业股权需向境外汇出资金的，境内股权受让方在外商投资企业办理相应登记后，可在银行办理购汇及对外支付。

第十一条 外汇局根据国家相关规定对外商投资企业实行年检。

### 第三章 监督管理

第十二条 银行为境内直接投资所涉主体办理账户开立、资金入账、结售汇、境内划转以及对外支付等业务前，应确认其已按本规定在外汇局办理相应登记。

银行应按外汇管理规定对境内直接投资所涉主体提交的材料进行真实性、一致性审核，并通过外汇局指定业务系统办理相关业务。

银行应按外汇管理规定为境内直接投资所涉主体开立相应账户，并将账户开立与变动、资金收付及结售汇等信息按规定及时、完整、准确地向外汇局报送。

第十三条 境内直接投资应按照有关规定办理国际收支统计申报。

第十条 減資、清算、先行回収投資、利益分配などにより対外送金が必要となる場合、外商投資企業は相応の登記手続後、銀行で外貨転および対外支払手続を行うことができる。

外国投資者が所有する外商投資企業持分の譲渡を譲り受けるために対外送金が必要となる場合、域内持分譲渡譲受者は、外商投資企業による相応の登記後、銀行で外貨転および対外支払手続を行うことができる。

第十一条 外管局は国家関連規定に基づき、外商投資企業に対して年検を実施する。

### 第三章 监督管理

第十二条 銀行は、域内直接投資に係る主体のために、口座開設、資金入金、人民元転・外貨転、域内振替、および対外支払等の業務を行う前に、本規定に基づき、外管局で相応な登記をしたことを確認しなければならない。

銀行は、外貨管理規定に基づき域内直接投資に係る主体が提出した資料に対し、真実性、一致性を審査し、且つ外管局が指定した業務システムで関連業務を行わなければならない。

銀行は、外貨管理規定に基づき域内直接投資に係る主体のために相応の口座を開設し、且つ口座の開設、変更、資金収支、および人民元転・外貨転等の情報を遅滞なく、完全に、正確に外管局へ報告しなければならない。

第十三条 域内直接投資は、関連規定に基づき国際收支統計申告を行わなければならない。

第十四条 外汇局通过登记、银行报送、年检及抽样调查等方式对境内直接投资所涉跨境收支、结售汇以及外国投资者权益变动等情况进行统计监测。

第十五条 外汇局对银行办理境内直接投资业务的合规性及相关信息的报送情况实施核查或检查；对境内直接投资中存在异常或可疑情况的机构或个人实施核查或检查。

核查包括非现场核查和现场核查。现场核查的方式包括但不限于：要求被核查主体提交相关书面材料；约见被核查主体法定代表人、负责人或其授权人；现场查阅、复制被核查主体相关资料等。

相关主体应当配合外汇局的监督检查，如实说明情况，提供有关文件、资料，不得拒绝、阻碍和隐瞒。

第十六条 境内直接投资所涉主体违反本规定的，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定进行处罚。

#### 第四章 附 则

第十七条 外国投资者通过新设、并购等方式在境内设立金融机构的，参照本规定办理登记。

第十八条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者境内直接投资参照本规定管理。

第十四条 外管局は、登記、銀行報告、年検、およびサンプリング調査などの方式を通じて、域内直接投資に係るクロスボーダー収支、人民元転・外貨転、および外国投資者権益変動等の状況に対する統計・モニタリングを行う。

第十五条 外管局は、銀行が行った域内直接投資業務の合法性および関連情報の報告状況に対し照合、或いは検査を行い、域内直接投資において異常、或いは疑いのある機構、或いは個人に対し、照合や検査を行う。

検査は、オフサイト検査とオンサイト検査を含む。オンサイト検査の方式は、審査対象となる主体への関連の書面資料の提出要求、審査対象となる主体の法定代表人者、責任者、或いはその授権者との面談、オンサイトでの検査対象となる主体の関連資料の閲覧、コピーを含むが、それに限らない。

関連主体は、外管局の監督検査に協力し、事実通りに状況を説明し、関連文書・資料を提供しなければならず、拒絶や妨害、隠蔽してはならない。

第十六条 域内直接投資に係る主体が本規定に違反した場合、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」および関連規定に基づき処罰を下す。

#### 第四章 附 則

第十七条 外国投資者が、新設、買収等の方式を通じて域内で金融機関を設立する場合、本規定を参照して登記を行う。

第十八条 香港特别行政区、マカオ特别行政区および台湾地区投資者の域内直接投資は、本規定を参照して管理を行う。

<p>第十九条 国家外汇管理局负责本规定的解释，并依据本规定制定操作指引。</p>	<p>第十九条 国家外貨管理局は本規定の解釈に責任を負い、且つ本規定に基づき操作ガイドラインを作成する。</p>
<p>第二十条 本規定自 2013 年 5 月 13 日起实施。此前规定与本规定不一致的，以本规定为准。</p>	<p>第二十条 本規定は 2013 年 5 月 13 日より実施する。以前の規定が本規定と一致しない場合、本規定を基準とする。</p>

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室**

北京：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯豐大厦 22 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250